

平成 27 年度

一般社団法人日本建設機械施工協会  
研究開発助成実施要綱

平成 27 年 8 月  
一般社団法人日本建設機械施工協会

研究開発助成申請書の提出・お問い合わせ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 2 階

一般社団法人 日本建設機械施工協会 研究開発助成事務局

担当 森川 博邦

TEL:03-3433-1501

FAX:03-3432-0289

ホームページ（実施要綱・様式のダウンロード）はこちらから

<http://www.jcmanet.or.jp/>

# 1 基本的な事項

## 1. 趣旨

本事業は、一般社団法人 日本建設機械施工協会（Japan Construction Machinery and Construction Association。以下「JCMA」という。）の定款及び事業計画に基づき、建設機械及び建設施工に関する技術等の向上と普及を図り、もって国土の利用、開発及び保全並びに経済及び産業の発展に寄与することを目的として、優れた研究開発・調査研究に対して助成を行うもの（以下「研究開発助成」という）です。

＜参考＞ 一般社団法人日本建設機械施工協会 定款（抜粋）

（目的）

第3条

本会は、建設機械及び建設施工に関する技術等の向上と普及を図り、もって国土の利用、開発及び保全並びに経済及び産業の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 建設機械・施工に関する試験・調査・研究・技術開発
- （5） 災害時の応急対策等に関する支援
- （11） その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 2. 研究開発助成の対象

建設機械又は建設施工（施工に伴う調査を含む）に関する技術開発若しくは調査・試験研究であって、以下のいずれかをその目的として、新規性・必要性・発展性が高いと判断されるものを助成の対象とします。

- ①施工の合理化
- ②施工の品質管理
- ③建設工事における安全対策
- ④建設工事における環境保全
- ⑤災害からの復旧及び防災
- ⑥社会資本の維持管理・保全技術の向上又は合理化
- ⑦その他建設機械又は建設施工に関する技術等の向上と普及

## 3. 研究開発助成の対象者

JCMA より研究開発助成を受けることができる方(以下「助成対象者」という)は、原則として以下のとおりです。

- ① 大学、高等専門学校及びこれらの附属機関に属する研究者及び研究グループ
- ② 法人格を有する民間企業等の研究者及び研究グループ

## 4. 公募期間 平成27年8月10日から平成27年10月31日まで

## 2 留意事項

### 1. 申請

- (1) 公募方式により研究開発助成の申請を募ります。研究開発助成を希望される助成対象者（共同研究の場合は研究代表者。）は、所定の申請書（様式－1 ①～⑤）に記入のうえ、正本1部、写し1部及び電子データを記録した電子媒体（Word形式）を、期限まで(当日消印有効)にJCMAへ郵送により提出するものとします。  
また、申請の際に、説明に必要な範囲で参考資料を添付することは差し支えありません。
- (2) 研究開発助成は実験装置の製作のみ（例えば消耗品等費のみ）等の申請は受けられませんので、調査研究開発であると認められる内容で様式－1 ⑤を提出願います。
- (3) 助成金の振込みにあたり法人等組織の固有の書類（寄付申込書等）があれば併せて提出願います。
- (4) 申込件数は1人（共同研究の場合は1研究グループ）あたり1件とします。
- (5) 所属される機関において助成等の申請、受入れ機関が指定されている場合等は指定された機関の長又は代表者が申請することができます。
- (6) JCMA 以外の補助制度、助成制度との重複申請は可能です。但し、JCMA の助成において実施を予定する内容と他の制度もしくは助成によって実施する研究開発の内容の全てが重複しないようにして下さい。
- (7) 助成対象とならなかった場合には申請書及び添付資料等は審査終了後に返却します。

### 2. 審査・通知

- (1) JCMA は、受理した申請書を JCMA 会長が委嘱した委員により構成される研究開発助成審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮り審査します。なお、審査委員会は、必要に応じて調査（申請者に対する追加資料の提出依頼、ヒアリング等）を実施します。
- (2) JCMA 会長は、審査委員会の推薦に基づき研究開発助成の採・否及び研究開発助成の額を決定します。
- (3) JCMA は、研究開発助成の決定にあたり必要な条件を付することができるものとします。
- (4) 採・否の決定、助成額及び必要な条件については、JCMA 会長が決定後、申請者に直接通知します。（平成 27 年 12 月中旬頃の予定）

- (5) 採択されたテーマに関する申請者及び研究開発助成を受ける研究者（以下「助成研究者」という。）のお名前、所属、テーマ名、研究開発の概要は公表します。

### 3. 研究開発助成の方法、額および期間

- (1) 助成研究者又はその者の所属機関から JCMA へ請書等（様式－2 ①～④）を提出していただき研究に着手することとします。
- (2) 研究開発助成は原則として研究着手時に助成総額全額を交付します。
- (3) 研究開発助成の額は1件につき原則として200万円以内とします。
- (4) 研究開発助成の期間は、決定の翌日から決定の次の年度の年度末（3月末）までとします。
- (5) 同一の研究テーマに対する研究開発助成は2回を限度とします。なお、二期続けて助成を申請する場合には新たに申請を行うとともに、現に助成を受けている研究開発・調査研究の第2四半期までの中間報告書（様式－6 ①～③）を提出し、当該年度における審査を受ける必要があります。

また、二期続けて助成を受けた場合でかつ、一期目の助成総額全額の3割以内で JCMA の了解を得た場合のみ二期目に繰り越すことができることとします。

- (6) 研究開始時（研究計画の内容等進め方の確認等）及び終了後3か月以内（報告書の作成方法等）の2回、研究開発助成事務局が助成研究者の所に出向いて打合せをさせていただきます。

### 4. 研究開発助成の報告

- (1) 助成研究者は、助成期間の終了後3か月以内に、研究成果をとりまとめ、研究開発助成成果報告書（様式－3 ①）として JCMA に提出していただきます。また、研究成果報告書提出の際には、10万円以上の器具等の使用計画（様式－2 ④）[購入金額を記入]、成果報告書の要約（様式－3 ②）、決算報告書（様式－4）[支出内訳、領収書（コピー可）、支出証明書等を添付]及び発表実績一覧表（様式－5）を併せて JCMA へ提出していただきます。
- (2) 助成研究者は、助成金の収支に関する収入額及び支出額を帳簿等により適切に管理するとともに、支出に係る領収書等の証拠書類を整理・保存し、助成金の使途を明らかにしておいて下さい。
- (3) JCMA は助成期間中においても、必要により報告（支出も含む。）を求めることがあります。

- (4) 助成研究者には、以下の両方を行って頂きます。
- ①研究開発助成期限終了後最初に開催される「建設施工と建設機械シンポジウム (JCMA 主催)」において、研究成果を発表。
  - ②JCMA へ論文を投稿 (詳細は、JCMA のホームページ、論文投稿のご案内をご覧ください)。
- (5) 助成研究者が研究成果を学術誌、雑誌等に発表する場合は、JCMA の研究開発助成を受けた旨を明記して下さい。

<記載例>

邦文「本研究は、一般社団法人日本建設機械施工協会の平成 27 年度研究開発助成を受けて実施したものです。」

英文 “This study was conducted with the aid of a FY2015 Research and Development Grant from the Japan Construction Machinery and Construction Association.”

- (6) 研究成果報告書は、公益の目的のため、公表できるものとします。なお、未公開の特許等に関する記述など、公開されることによって助成研究者の利益を著しく侵害する恐れがある場合は、研究成果報告書にその部分を明示してください。当該部分は、特許公報への掲載などでその権利が保護されるときまで、非公開とします。

## 5. 権利等の帰属

- (1) 研究開発助成の成果は、特に定めのない限り助成研究者側に帰属します。ただし、JCMA は公益の目的のために当該研究成果を公表できるものとします。
- (2) 研究開発助成により生じる工業所有権、著作権等にかかる第三者に対する責任は、助成研究者に帰属するものとします。
- (3) 助成研究者は、研究開発助成の成果により生じる工業所有権が出願、公開、登録されたときは、遅滞なく、出願書類又は特許公報等の写しを添付し、その旨を JCMA にお知らせ下さい。
- (4) 研究開発助成の成果により生じた事故等に関する責任を JCMA は一切負いません。

## 6. 助成金の使途・管理

- (1) 助成金の使途は、調査研究開発に直接必要な費用に限ります。その内訳は、人件費（研究者本人、長期雇用者に係るものは除く）、資料費、調査費、旅費交通費（海外渡航費用、成果発表のための旅費は除く）、消耗品費、通信費、謝金、印刷製本費、借料・損料、論文投稿料等とします（別表参照）。

なお、判断のつかないものに関しては、事前に JCMA に問い合わせ下さい。

- (2) 1点10万円以上の器具等については、助成期間終了後であっても当協会の目的である「建設機械及び建設施工に関する技術等の向上の普及を図り、もって国土の利用、開発及び保全並びに経済及び産業の発展に寄与」する研究に税法上の耐用年数の間利用されることが、助成決定後に提出頂く様式-2④により確認できる場合にのみ購入を認めます。なお、10万円以上で購入した器具等が税法上の耐用年数の間に当協会の目的に合った研究に使用されていないことが確認された場合は、助成対象期間が終了した場合であっても当協会が算定した額を返却していただきます。

- (3) 助成金に関する決算報告書（様式-4）について、JCMA で審査します。審査の結果、不適当と判断された経費については、JCMA の請求により指定した期限内にその額を返却していただきます。

- (4) 助成金の受入れ及び支出の管理は、法人等組織の助成金振込口座又は移し替えた場合はその口座で行ってください。

- (5) 決算報告書（様式-4）の支出証明は、法人等組織の助成金振込口座を取り扱う会計責任者等（決算報告について責任をもって証明できる者）が行ってください。

- (6) 決算報告書（様式-4）において、計画と実績での科目変更、金額が大きく変わった場合は摘要欄にその理由を記載してください。

- (7) 支払い証拠書の作成にあたっては、原則として領収書、銀行振込書及び納品書等の原本又はコピーを A4 用紙に貼付し、決算報告書の科目との対応が分かるように整理してください。

なお、貼付できない場合は、証明できる書類を作成願います。

- (8) 交付された助成金について剰余額が生じたとき（決算報告書に記載された支出の一部が助成の対象から除外された結果、剰余額が生じたときを含む。）は、指定した期限内にその額を返却していただきます。

## 7. 申請の取り下げ・研究開発助成の辞退

助成決定の通知前、通知後にかかわらず、やむを得ない事由により助成を辞退する場合は、遅滞なく、その理由を明記の上、辞退届（様式随意）を当協会に提出して下さい。（なお、研究開発助成の申請に記載された助成研究者・共同研究者名全ての連名・捺印が必要です。）

## 8. 決定の取り消し等

- (1) 助成対象の研究開発・調査研究について、下記の事項が発生したときは、助成の決定の全部若しくは一部の取り消し、またはその決定内容もしくはこれに付した条件を変更します。
  - ① 助成金の他用途への使用
  - ② 助成の決定内容の不履行又はこれに付した条件への違反
  - ③ 決定後の事情の変更により、助成研究者が研究を行うことが困難になったとき
  - ④ 助成対象の調査研究開発において不正な行為が行われたとき（ねつ造・改ざん・他の研究者からの成果の盗用等）
- (2) 助成の全部又は一部を取り消した場合には、研究の当該取り消しに係わる部分に関し交付した助成金について、期限を定めてその全部又は一部を返還していただきます。このとき、助成研究者は、調査研究開発の既済部分の報告書作成など、JCMAの指示に従って、清算等所要の対応を行ってください。

## 9. 研究者の変更・事故等の届出

- (1) 助成研究者は、異動等によって助成研究者が変更になるなど、申請書の内容に変更が生じたときは、助成研究の変更報告書（様式-7）に記入し、遅滞なくJCMAに届け出て下さい。対応を協議させていただくことがあります。
- (2) 助成研究者は、下記の各項目に該当することとなった場合は、助成研究の変更報告書（様式-7）に記入し、遅滞なくJCMAに届け出て下さい。
  - ①助成された調査研究開発が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき。
  - ②助成された調査研究開発の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事故が発生したとき。
  - ③所期の成果を収めることが困難になったとき。

- (3) 上記(2)の届出があったときは、助成研究者とJCMAが協議の上、助成による調査研究開発の中断、助成期間の延長等の措置を決定させていただきます。助成研究者は、調査研究開発の既済部分の報告書作成など、JCMAの指示に従って、清算等所要の対応を行ってください。
- (4) 助成が中断された調査研究開発について、条件が整った後に、改めて申請することを妨げるものではありません。

#### 10. その他の事項

その他、この実施要綱に記載の無い事項や不明な点、疑問な点が生じた場合には、助成研究者とJCMAが協議するものとします。

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館2階

一般社団法人 日本建設機械施工協会

研究開発助成事務局

TEL:03-3433-1501

FAX:03-3432-0289

別表 (2.5.(1)助成金の使途関係)

## 研究開発費用予定内訳書

項目	内 訳	備 考
人件費	資料整理、実験、測定、実態調査、集計作業等の研究補助作業者に対する人件費	研究者本人、長期雇用に係るものは除く。
資料費	図書、文献、マイクロ・フィルム、写真等の資料購入費	
調査費	アンケート調査、実験・試験、機械設計、プログラム開発等の一部または全部を外部委託する際の経費、データ処理やシミュレーションを外部に委託する際の経費	
旅費交通費	日本国内での出張（調査、会議出席）にともなう交通費、宿泊費	海外渡航費用、成果発表のための旅費は除く。
消耗品等費	一般事務用文具、文責・測定用の試薬・試料、市販のプログラムソフト、試作品制作のための部材・部品・研究用車両の燃料等、1点10万円未満の器具等消耗品費及び当協会が認める1点10万円以上の器具等の購入費（注1）	
通信費	電話、ファックス、インターネット等に要する通信費、資料等の運搬費	
印刷製本費	調査票、調査マニュアル、研究関連の作成文書等の印刷費および文献・文書資料等の複写費	
謝 金	共同研究者以外の研究者からの助言・協力に対する謝礼、被験者に対する謝礼	謝金の総額は30万円を上限とする
借料・損料	実験・試験の機材、コンピュータ、車両等のリース費用、会議等の部屋代	
論文投稿料	学会への論文投稿費用	投稿する学会名を明らかにすること。
管理費用	助成金の管理に要する事務費用	助成金の管理を大学の事務局等に委任する場合のみ計上できます。

注1 1点10万円以上の器具等については、助成期間終了後であっても当協会の目的である「建設機械及び建設施工に関する技術等の向上の普及を図り、もって国土の利用、開発及び保全並びに経済及び産業の発展に寄与」する研究に税法上の耐用年数の間利用されることが、助成決定後に提出頂く様式-2④により確認できる場合にのみ購入を認めることとします。

※ 上記の規定によりますが、項目に該当しない経費等で不明の場合はJ CMAと相談してください。